

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を終了したることについて通知がありました。

令和三年十一月五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 基本測量（オルソ作成）
- 二 測量の地域 奈良市、宇陀市及び山辺郡山添村
- 三 測量の終了年月日 令和三年十月十二日